

資本制度の見直しに関するQ&Aについて

平成24年5月15日

このQ&Aは、各団体から寄せられた質問に基づき作成したものである。

[凡例]

・法…改正後地方公営企業法

・旧令…改正前地方公営企業法施行令

< 1. 積立金の経理の時期 >

問1 利益剰余金を積立金に積み立てることは、いつの時点から可能か。

(答)

利益剰余金の積立金への積立ては「利益の処分」(法 § 32②) に当たり、利益剰余金の処分は決算に関する手続であることから、翌年度4月1日から処分することができる。ただし、処分するまでに条例の制定又は議会の議決が必要である(法 § 32②)。

< 2. 利益の処分 >

問2 欠損金の補填を目的とした積立金(利益積立金)をもって欠損金をうめる場合、議会の議決が必要か。

(答)

積立金の目的どおりの使用であることから、議会の議決は不要である。

なお、旧令 § 24 の3は削除されたが、当該規定は欠損の処理の順番を法定していたものであり、利益積立金をもって欠損金をうめるための根拠規定ではなかったことから、当該規定の削除と本問は無関係の問題である。

< 3. 資本金の額の減少 >

問3 法 § 18①の規定により地方公営企業が一般会計から出資を受けた場合において、建設改良費の財源に充当されなかった場合、又は充当されたものの不用額が生じた場合において当該出資金を返還するためには、議会の議決が必要か。

(答)

当該出資の趣旨が、建設改良費の財源に充当されなかった場合等には一般会計へ返還するものとしてなされたものであれば、その性質上当然返還されるべきものであり、こうしたケースは減資に当たらないと整理されてきた従来の取扱いと変わるものではない。そのため、「資本金の額」の「減少」にはあらず、議会の議決は不要である(法 § 32④)。